

地方公共団体における危機管理担当部署の組織規模

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
課・室レベル以上で設置	100%	100%	95%	90%	100%	64%	19%	11%	41%
局・部レベルで設置	47%	75%	26%	33%	39%	6%			5%
課・室レベルで設置	53%	25%	69%	58%	61%	58%	19%	11%	36%
係・班レベルで設置	0%	0%	5%	8%	0%	26%	40%	21%	30%
部署としては設置せず 専任職員を配置		0%	0%	3%	0%	2%	5%	5%	4%
部署としては設置せず 兼任職員を配置		0%	0%	0%	0%	7%	36%	63%	25%

※ 「危機管理担当部署」とは全庁的または部局横断的な取組を行う必要がある危機管理事案が発生した場合に、主たる業務として、全庁的な連絡調整を担当する部署を指します。

出典：消防庁「平成26年版 消防白書」。ただし、当研究所が標題を修正

前頁の図の詳細情報

前頁の図の標題		地方公共団体における危機管理担当部署の組織規模
同図のポイント		市町村の危機対応能力には、市町村間で大きな差がある。
出典の詳細	資料名	消防庁「平成26年版消防白書」特集3、1(3)〈2014年12月〉
	標題	特集3-1図 危機管理担当部署の組織規模
	URL	http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h26/h26/pdf/special_section3.pdf
原資料の詳細	資料名	白書には記載がないが、原資料は、消防庁「地方公共団体における総合的な危機管理体制に関する調査(未定稿)」I(2)〈2013年11月〉と推察される
	標題	危機管理担当部署の規模組織
	URL	http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/chihou_kiki_kondankai/19/shiryo01-6.pdf
キーワード		危機管理担当部署、都道府県、指定都市、中核市、特例市、特別区、一般市
データ番号		07-101-0406 (問い合わせ等の場合、この番号をご明示ください)